

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 7 月 19 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800034号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800065号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年6月20日から昭和29年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。国の記録は、B社会保険事務所(当時)が作成した私のA社における勤務期間の証明書と相違しており、請求期間当時、会社で成人式のお祝いをしてもらい、厚生年金保険料も継続して控除されていた記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、B社会保険事務所から昭和60年7月29日付け回答のあった「厚生年金保険被保険者記録事項の照会について」において、請求者のA社に係る資格取得年月日は昭和27年7月1日、資格喪失年月日は昭和32年1月20日と記載されていることから、請求期間も継続して、同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主も既に亡くなっている上、同社に係る商業登記簿謄本により確認できる商号変更後の代表取締役については所在が確認できないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、A社において、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得した日(昭和27年7月1日)から請求期間の終期(昭和29年2月1日)までの期間に厚生年金保険被保険者記録の確認できる者のうち、住所の確認できた14人に照会したものの、回答があった者の中に請求者を記憶する者はおらず、請求者の請求期間に係る勤務を確認することができない。

さらに、請求者は、A社で行われた成人式と一緒に出席した同僚として3人の姓を記憶しているものの、請求期間において、当該同僚と思われる者の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における請求者の被保険者記録はオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿に欠番はなく、不自然な点は見当たらない。

なお、請求者から提出されたB社会保険事務所の回答には、資格取得年月日は昭和27年7月1日、資格喪失年月日は昭和32年1月20日と記載されているが、日本年金機構は、同回答は、B社会保険事務所の当時の担当者が、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳の昭和28年6月20日資格喪失及び昭和29年2月1日資格取得の記録を見落とし、作成したものと思われ、請求者の同社における厚生年金保険の被保険者記録は、厚生年金保険被保険者台帳で確認できる記録が正しいものとする旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。